

宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成24年9月25日

宇部市広報広聴課

(目的)

- 1 このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）が業務の一環として、SNS、ツイッターなどインターネット上のサービス（以下「ソーシャルメディア」という。）を利用するに当たり、市政情報等を適正に及び積極的に発信するために必要な指針を定める。

(適用)

- 2 このガイドラインは、ソーシャルメディアを業務の一環として利用する全ての職員に適用する。

(基本原則)

- 3 ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。
 - (1) 情報発信のためにソーシャルメディアを利用する場合は、各課等で個別にユーザーアカウントを取得し、個別に運用規程等を定め利用すること。ただし、1つのユーザーアカウントを複数課等で相互利用することは可能とすること。
 - (2) 法令、当ガイドラインとともに定めた運用規程等を遵守すること。
 - (3) 健康・育児や安全安心など生活に密着した情報、観光・イベント・特産品など市として売り込みたい情報などの積極的な発信に努めること。
 - (4) 職員として自覚と責任を持った書き込みを行うこと。
 - (5) 取り扱う情報は、信頼性を確保し、正確な情報を発信すること。
 - (6) 誤解を与えない、簡潔明瞭な情報発信に努めること。
 - (7) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

(禁止事項)

- 4 ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は、次のとおりとする。
 - (1) 誹謗中傷すること。
 - (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
 - (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
 - (4) 違法行為をおこなうこと。
 - (5) 職務上知り得た秘密、個人情報を含む情報を発信すること。
 - (6) 市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
 - (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
 - (8) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること。ただし、市が積極的に意見を求める場合を除く。
 - (9) 職員の身分以外の者に情報発信をさせること。ただし、シティセールスパートナー（宇部市の魅力をPRするために情報発信などを行う宇部市シティセールスパートナー制度に登録した個人又は団体をいう。）からの情報発信はこの限りでない。
 - (10) 市長定例記者会見、ホームページ又は広報うべで発信を予定している情報を先行して発信すること。
 - (11) 公序良俗に反する情報を発信すること。

(免責事項)

- 5 ソーシャルメディアによる情報発信に係る免責事項は、次のとおりとする。
 - (1) 発信した情報の正確性、完全性、有用性を完全に保証するものではないこと。
 - (2) 発信した情報によって閲覧者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも市は一切の責任を負わないこと。
 - (3) 当ガイドラインを予告なく変更する可能性があること。
 - (4) 不適切と思われる内容が投稿された場合は、投稿者の許可なくその投稿を削除する可能性があること。